第13-2診療記録不開示苦情調査報告書(公表用)

2013年11月27日採択 NPO 法人患者の権利オンブズマン 理事長 久保井 摂

1. 申立事項

申立人 患者本人 男性 年齢60歳

医療機関の名称・代表者名・住所 公表しない

開示請求年月日 平成25年8月頃

開示されなかった診療記録

診療録,看護記録,検査所見記録,紹介状,その他(MRI画像)

2. 調査経過

調査日 平成25年10月31日

医療機関側担当者 医院院長,看護師,受付事務員

請求に対する対応

申立人及び調査担当者が、平成25年8月頃に申立人が行った開示請求について調査するため当該医院に赴いたところ、院長より、「先日、申立人より、カルテ開示請求に関する書面を受け取り、既に開示に向けて準備を行っていた」との回答があり、まもなく開示できるとのことであった。

申立人が従前カルテ開示請求をした際、院長が、「画像を開示すると、画像を集めるのを趣味にしている人がいるから、画像は開示できない」「先生を通してでないと開示できない」と言って開示を拒んだと主張している点について、院長は、前半の言葉については確かにそういう人がいて、そういうことを言ったと認めた。

後半については、仮に申立人のカルテ開示請求が、現在通院している医療機関からであれば、診療報酬請求という形で保険請求可能になるので、そういう趣旨か、それとも単なるカルテ請求かと確認したに過ぎず、申立人主張の様に述べたことはないとのことであった。

3. 勧告の要否等について

本件で、医療機関がカルテ開示を拒否した事実は認められなかった。 画像については不開示の事実が認められ、これについて正当事由は認められない。

もっとも、本件では、その後の経過で申立人が開示を求める意思はないと述べていることから、現時点では勧告の必要性は認められない。

以上